

東浦町特定教育・保育施設等指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の規定に基づき実施する特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。）に係る指導及び監査（以下「指導監査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指導監査)

第2条 指導監査は、平成27年12月7日付け府子本第390号・27文科初第1135号・雇児発1207第2号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について」別添1（特定教育・保育施設等指導指針）及び別添2（特定教育・保育施設等監査指針）に基づき実施するものとする。

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月15日から施行する。